

一般社団法人三重県トラック協会 定期発送のご案内



令和6年6月

CONTENTS

- ◆令和6年度 通常総会について 2
- ◆標準的な運賃/標準運送約款説明会と2024年経営問題解決セミナー 2
- ◆令和6年 春の叙勲 受章のお知らせ 2
- ◆会員様の所在地・名称 変更等 2
- ◆中部運輸局三重運輸支局優良事業所 推薦候補事業所を募集します 3
- ◆全日本トラック協会 優秀運転者顕章候補 のご推薦について 4
- ◆軽油価格調査のお願い（5月購入分） 6
- ◆夏の交通安全県民運動 6
- ◆事業用トラックによる重大事故発生への対応 6
- ◆飲酒運転根絶に向けた取り組みの強化 7
- ◆初任運転者指導教育 eラーニング(Web講習)ご案内 7
- ◆2024年 安全宣言事業所を募集 参加無料 8
- ◆雨の日の運転には注意 9
- ◆点検整備ハンドブック 10
- ◆安全性優良事業所（Gマーク）2024年度 申請方法 10
- ◆不正改造車排除運動 6月1日(土)～30日(日) 11
- ◆5月、6月は 環境・美化月間 13
- ◆働きやすい職場認証制度 申請受付について 14
- ◆職場の福利厚生充実にはベネフィットステーションのご紹介 15
- ◆令和6年能登半島地震の被災地域において事業を行うための車両の移動等の特例 15
- ◆引越事業者優良認定制度 説明動画 16
- ◆「引越事業者優良認定制度」の申請について 16
- ◆引越講習の日程（基本講習・管理者講習） 16
- ◆運行管理者 基礎講習／一般講習の日程 17
- ◆令和6年度 各種助成事業について 18
- ◆低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業 18
- ◆全ト協補完・燃料費対策融資制度のご案内 19
- ◆自家用燃料供給施設整備支援助成 20
- ◆「働き方改革推進支援助成金」労働局 雇用環境均等部 21
- ◆最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策 23
- ◆健康事業所宣言で健康管理 27
- ◆2024年度エコドライブ活動コンクール参加募集 27



一般社団法人三重県トラック協会

<https://www.santokyo.or.jp> TEL 059-227-6767 FAX 059-225-2095

◆ 令和6年度 通常総会について



三重県トラック協会(本部)

日時 **6月19日**(水) 14:30~
場所 ホテルグリーンパーク津

本年度の通常総会は懇親会を含めた、例年通りの開催となります。
6月4日に総会のご案内と資料をお送りしました。ご出席をお願い申し上げます。
総会への出席連絡ならびに欠席の際の議決権行使または委任について記載いただく
返信用ハガキを同封しておりますので、返送頂きますようお願い申し上げます。

◆ 標準的な運賃/標準運送約款説明会と2024年経営問題解決セミナー

6/13(木) 14:00~16:15

津 三重県総合文化センター
生涯学習棟 2階 視聴覚室
建物入口カラー 緑色が目印

6/14(金) 9:30~11:45

四日市市文化会館 第3ホール

受講料 **無料**

「流通効率化法」「改正運送事業法」

- ①令和6年 標準的な運賃/新標準運送約款の国交省説明会 ならびに 物流新法の概要
- ②「物流新法、改善基準告示、働き方改革関連法を赤字経営にならずに遵守するためのポイント」

*参加お申込み済の会員様はご出席をお願いします。

お申込みいただいていない会員様は、トラック協会にご連絡頂きご参加くださいませ。

◆ 令和6年 春の叙勲 受章のお知らせ

令和6年春の叙勲 旭日小綬章

小林 俊二 様 (株)小林運輸

さまざまな分野で功績のあった人に贈られる 令和6年春の叙勲において
当協会の会長 小林俊二 (株)小林運輸)が 旭日小綬章を受章いたしました。

～受章 おめでとうございます～



◆ 会員様の所在地・名称 変更等

桑員支部	速水運輸(株)	住所/ 〒511-0102 桑名市多度町大字香取字高割385番1 TEL/ 0594-87-7122
北勢支部	熊本交通運輸(株)	代表者/ 田尻 和広
〃	菱化ロジテック(株)	代表者/ 堀江 伸介
〃	(有)山下技建	退会
鈴鹿支部	長野第一物流(株)	代表者/ 松川 啓一
〃	西日本エア・ウォーター物流(株)	会社名/ エア・ウォーターLINE(株)
〃	ロジスティクス・サポート(株)	退会
伊賀支部	ビッグパイン(株)	FAX/ 0595-26-3051
紀北支部	(有)車地運輸	代表者/ 西山 巨司

◆ 中部運輸局三重運輸支局優良事業所 推薦候補事業所を募集します

中部運輸局三重運輸支局 令和6年度優良事業所等表彰 対象会員様を募集します

下記基準に該当する会員様からのご連絡をお待ちしています

TEL 059-227-6767 ※必要書類(様式1~4)を FAXでお送りします。7月19日(金)までにご提出ください。

- * 様式1 願出書
 - * 様式2 誓約書
 - * 様式3 事業等概要書
 - * 様式4 無事故等報告書
- ・その他参考となる資料

■ 支局表彰規則 抜粋 (トラック関係) ■

(表彰の事由等) ※ 一、二、のいずれかに該当する会員様

一. 安全及び防災対策への貢献

イ 別表第1 に定める所定期間内において事故が皆無の事業者。

「事故」とは次の事故で、当該事業者の責任に帰すべきものです。

運輸支局管内に使用の本拠を有するすべての事業用自動車に係る事故で、自動車事故報告規則第2条に該当するもの及び無免許(無資格を含む)運転による事故、飲酒運転による事故、事故の被害が大きく社会的道義的責任を有すると認められる事故、反復継続して発生した責任事故又は社会的責任が大であると認められる事故

二. 環境対策への貢献

イ 国の指定する低公害車を別表第3の基準以上導入している。

□ 排ガス対策への積極的な取り組みを行っている。

ホ 資源の消費抑制・循環利用などにより環境への負荷の軽減に努め、大気汚染や騒音などによる地球環境対策への取り組み支援等を積極的に行っている。

別表第1(自動車運送事業)

業種別 使用 車両数	所定期間
	貨物自動車 運送事業
10両まで	3年
11両～30両	3年
31両～50両	2年
51両～100両	2年
101両～300両	1年
301両以上	6月

備考

- 1 当該事業種別ごとの使用車両の数とする。
- 2 期間中使用車両の数に変更のあった場合は、期間満了日の使用車両の数に該当する期間とする。

別表第3(低公害車)

貨物 自動車 運送 事業	・保有車両が99両以下の事業者にあつては2両以上 ・100両以上事業者にあつては保有車両数の3%以上
-----------------------	---

備考 端数は小数点第1位を四捨五入して得た両数とする

■ 協会推薦基準等 ■

協会からの支局優良事業者等の表彰規則による表彰推薦は、次の各基準に該当する会員事業者に対して行うこととし、会員事業者は「願出書」(*様式1)により関係書類を添え提出する。

- (1) 支局表彰規則に定める諸要件等に該当すること。
- (2) 事業開始後3年を経過しており、その間、正常に協会加入していること。
- (3) 次のいずれかに該当すること。

① 全国貨物自動車運送適正化事業実施機関「全日本トラック協会」が行う安全性優良事業所(Gマーク)に認定されている。

(* 本社営業所 又は 統括管理拠点事業所において取得しており、推薦の時期において有効であること。)

② 左記①以外の事業者は、三重県貨物自動車運送適正化事業実施機関が実施した「巡回指導」において評価分類がA, B又はCである。

(* Gマーク認定期間中であっても、巡回指導があつた場合は、その指導結果による。)

かつ、関係法令に基づく認可申請、届出、報告等が適正に行われており、社会保険等の手続き、加入等が適正に行われていること。

(* 様式2の誓約書による)

(4) 過去1年以内に、支局表彰規則に定める運転事故等を惹起していないこと、かつ、事業に関して運輸支局長若しくは、運輸局長の警告、事業用施設の使用停止以上の処分、運行管理者資格者証返納命令又は、整備管理者の解任命令を受けていないこと。

(表彰の推薦) 表彰の推薦は、関係団体が行います。

(推薦の可否決定) 協会推薦が出来ない場合は、願出事業者に対し該当基準を明らかにして通知します。

(表彰の時期) 表彰は、原則として毎年10月に行われます。

◆ 全日本トラック協会 優秀運転者顕章候補 のご推薦について ◆

全日本トラック協会では、安全運転を心がける優秀な運転者に顕章を贈り表彰しています。各社の無事故・無違反のドライバー様が多く受章していただき、社会的な地位向上につながればと願っています。つきましては、下記の選考基準に該当するドライバー様をご推薦いただきますようお願い申し上げます。

なお、この顕章に推薦頂きますと、今後行われるトラック協会や国土交通省関係の表彰の推薦対象候補者としてデータベースに登録させていただきます。

全日本トラック協会優秀運転者顕章規程

人命を尊重し安全運転を心がける優秀な運転者が、無事故の誇りをもち他の模範となつていただくとともに、交通道德の高揚と安全意識の向上により社会的に寄与することを目的としています。

<選考基準> 1. 現在、三重県内の事業所の運転者で、運転者であった期間を通算し次の各号に定める期間 **無事故・無違反** であること。

★ 無事故・無違反の期間 ★ (令和6年5月末日より遡って計算してください。)

金十字章 満20年以上 (ただし、トラック運送事業の運転者として15年以上とする)
※ 無事故・無違反開始年月日 平成16年6月1日以前

銀十字章 満10年以上 (ただし、トラック運送事業の運転者として7年以上とする)
※ 無事故・無違反開始年月日 平成16年6月2日から

2. 次の要件以外とする。ただし、自己の責に帰すべき理由によらない事故は無事故とします。

- (1) 人身に係る事故を起こした者
- (2) 物損事故で損害額1万円を超える事故を起こした者
- (3) 事故または違反により罰金以上の刑に処せられた者



候補者を推薦される方へ

銅十字章は平成28年度より廃止となりました。

- ◆ 候補者1名に対し、年1回・章1種類のみのおすすめとなります。
- ◆ 過去に受章された方は、再び同種の章及び下位の章を受けることはできません。
- ◆ すでに受章した章がある方は、章の種類と受章年度を備考欄にご記入ください。
- ◆ 記入していただく日付は正確にご記入ください。
- ◆ 自動車安全運転センターの証明書は必要ありません。
- ◆ 書類提出後、違反や事故をおこした場合には、直ちに当協会総務部まで連絡願います。

推薦書にご記入いただき
ご推薦ください。

(記入例)

※入社年月日(勤続年数)は、今後の表彰のポイント
になります。正確な年月日でご記入ください。

氏名 生年月日	入社年月日(勤続年数) 年数	章の 種類	無事故・無違反期間 年数	運転免許証番号(12桁)	備考
三重太郎 昭38年1月1日生	自 平成13年4月1日 23年 至 令和6年5月末日	金	自 昭・平 13年4月1日 23年 至 令和6年5月末日	第 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 号	

【記入の際の注意点】

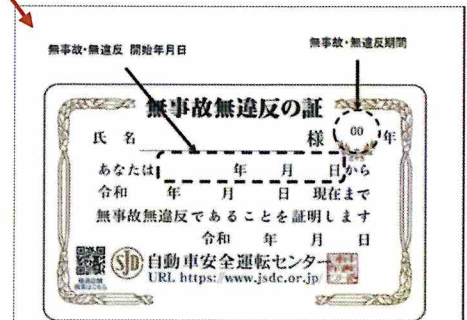
無事故・無違反期間と年数はSD証明書の日付を参考
にご記入ください。 証明書の添付は必要ありません。

過去に受賞済みかどうかご不明の場合はお問い合わせください。

TEL 059-227-6767

提出先 〒514-8515 津市栄町一丁目941
三重県トラック協会 総務部 吉田

提出締切 令和6年 8月 5日(月) 必着 お願い致します。



優秀運転者顕章候補者推薦書

※氏名の欄は表彰状作成時に参照しますので楷書で正確に記入してください。

※年月日、免許証番号は正確にご記入ください。

6名以上お申し込みの場合は適宜コピーしてください。

事業所名

表彰担当者

TEL

ふりがな 氏名 生年月日	入社年月日（勤続年数）	章の種類 どちらかに ○	無事故・無違反期間 年数 (今年度取得の無違反証明日)	運転免許証番号（12桁）												備考	
				第													号
昭・平 年 月 日生	自昭・平 年 月 日 至 令和 6年 5月 末日	金 銀	自昭・平 年 月 日 至 令和 6年 5月 末日	第													号
昭・平 年 月 日生	自昭・平 年 月 日 至 令和 6年 5月 末日	金 銀	自昭・平 年 月 日 至 令和 6年 5月 末日	第													号
昭・平 年 月 日生	自昭・平 年 月 日 至 令和 6年 5月 末日	金 銀	自昭・平 年 月 日 至 令和 6年 5月 末日	第													号
昭・平 年 月 日生	自昭・平 年 月 日 至 令和 6年 5月 末日	金 銀	自昭・平 年 月 日 至 令和 6年 5月 末日	第													号
昭・平 年 月 日生	自昭・平 年 月 日 至 令和 6年 5月 末日	金 銀	自昭・平 年 月 日 至 令和 6年 5月 末日	第													号

(三重県トラック協会推薦用)

章の種類・・・無事故・無違反開始年月日
 ○金十字章・・・平成16年6月1日以前から現在まで
 ○銀十字章・・・平成16年6月2日～平成26年6月1日までの間～現在まで

◆ 軽油価格調査のお願い（5月購入分）

4ヶ月毎の軽油価格調査にご協力をお願いします

同封の調査用紙＜5月購入分の軽油価格＞にご記入いただき **6月21日（金）**までにFAXにて返信いただきますようお願いいたします。

皆様から返信いただいた価格を集計し7月上旬の郵便物で結果をご案内します。

◆ 夏の交通安全県民運動

夏はレジャー等による交通の流れ・量とも変化することに加え、開放感や暑さからの疲労により交通事故が多く発生します。

一人一人に交通安全思想の普及・浸透をはかり交通ルールの遵守と正しい交通マナーを習慣づけ交通事故の防止を徹底して下さい。

＜チラシ＞を同封しました

期間 **7月11日（木）～20日（土）**

三重県交通安全県民運動 スローガン

やさしさが 安全つなく 三重の道
～歩行者の ハンドサインは 赤信号～

◆ 事業用トラックによる **重大事故発生**への対応



令和6年5月6日群馬県内の国道において、事業用トラックが対向車線にはみ出し、乗用車2台と衝突し3人が死亡する事故があり、また5月14日埼玉県内の首都高速道路において、事業用トラックが渋滞の最後尾に突っ込み3人が死亡する痛ましい追突事故が発生しました。

事故の原因は現在調査中ではあるものの、産業活動や国民生活に不可欠な物流を担う事業用トラックが第一当事者となるこうした重大事故が相次ぐことにより、国民の生命・財産への甚大な被害を生じさせることで、これまで培われてきた社会的信頼性が一気に損なわれることとなります。

トラック運送業界は、こうした交通事故の再発防止に向け一丸となって真剣に取り組むことが社会に対する信頼性確保に向けた重要課題となります。あらためて事故防止の取り組みを徹底いただきますようお願い致します。

1. 改正された改善基準告示に則る乗務割の作成及び運転時間や拘束時間、休息期間確保などドライバーに対する関係法令を遵守することを徹底する
2. 最高速度・規制速度の遵守及び適正な車間距離の確保など、道路交通法等関係法令遵守をドライバーはじめ関係者に対する指導を徹底する
3. 乗務前後の対面点呼時はもとより、対面ではなく電話で行う点呼の場合においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実にできる点呼体制を確立する

◆ 飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化

警視庁の統計によると、令和5年の飲酒運転による人身事故件数が23件（令和4年は6件）と急増しています。また国交省によると令和5年物損事故を含む飲酒事故事案は35件把握されています。

飲酒運転根絶の決議内容 を共有しトラック運送業界一丸となり取り組みを推進して参ります。

決議 【令和3年9月6日 全日本トラック協会 交通対策委員会】

1. 各事業所においては、乗務前後の対面点呼時はもとより、対面ではなく電話その他の方法で行う点呼の場所においても、アルコール検知器を用いた酒気帯びの有無の確認が確実にできる点呼実施体制が確立できているか再確認し、必要に応じた見直しを行う。
2. 各事業所においては、交通安全運動等の機会をとらえ、事業用トラックが関係した飲酒運転事故事例を周知するなどして、運転者による飲酒運転根絶意識の徹底を図る。
3. 各都道府県トラック協会においては、飲酒運転根絶にむけた他県の取り組み事例について情報の共有化を図り、各地域の実情に応じ、飲酒運転根絶にむけた効果的な取り組みを積極的に展開する。

毎月郵送で届く【広報トラック】6/15号に下記の物が同封されます。

- ①飲酒運転根絶に向けたトラック運送業界の取り組みの強化について(全ト協作成・リーフレット)
- ②自動車運送事業者における飲酒運転防止マニュアル(国交省作成・冊子)

上記封入物をご活用頂き、飲酒運転根絶にご協力お願いします。

◆ 初任運転者指導教育 eラーニング（Web講習）ご案内

ご予約は インターネット受付です

eラーニングでの初任運転者教育です

三重県トラック協会 会員様

受講無料

◇申込み 三重県トラック協会ホームページからの予約制です。 インターネット申込み

- ①三重県トラック協会ホームページ → 会員の皆様へ → 初任運転者指導教育にお進みください
- ②申込みフォームに直接入力してください

* インターネットからのお申込みで予約が確定します

うまくすすまない場合は、お電話でご案内しますのでお尋ね下さい。059-227-6767

- ・各期間で定員（5名）がございませう。お早めにお申し込み下さい。
- ・定員に達した場合は **席数ボタン** の選択は出来なくなります。
- ・受付締め切りは、受講開始日の3日前までです。
- ・選択した5日間の日程内で、都合の良い時間に受講し、最後まで進んで下さい。
- ・受講終了後、【修了証・指導教育記録簿】がメールで届きます。テキストの印刷が可能です。

◇内容 ・初任運転者特別指導として国交省が示す「15時間」の内、12時間の講習です。

なお、追加で「日常点検」「車高、視野、死角、内輪差及び制動距離」「貨物の積載方法及び固縛方法」を、車両を用いて3時間の指導を行ない、12時間のeラーニング+実車指導3時間、合計15時間の指導として下さい。

◆ 2024年 安全宣言事業所を募集します 参加無料 <再案内>

200days

安全宣言事業所

ドライバー様に 安全宣言の署名をしていただき
200日間の 無事故・無違反 を達成しましょう！
三重県が実施する チャレンジ123 とのセット
参加で安全意識は倍増します。 参加特典も
ございます。 お申込みをお待ちしています。

チャレンジ123 +Plus 77 / 200days 安全宣言ラリー

7/1から 200日 無事故・無違反を続けてください

・7/1～10/31=123日にチャレンジ
・11/1～1/16=77日追加チャレンジ 合計200日

申込み 締切 **6/30** トラック協会に必着

- ・カレンダーが「安全宣言参加」のエントリーシートです。協会HPからダウンロード可能です。
- ・署名欄に、参加頂くドライバー様を記入いただきシート下半分をトラック協会へお送り下さい。

FAX 059-225-2095
(会社名と参加者の署名部分)

- ・事業所単位でのチーム制で、1枚1チームです。参加人数の制限はありません。

ドライバー様の全員参加を前提にお願いします。
また、社員数に応じ12名未満もOKです。

枚数が不足の場合は、コピーしご利用下さい。

- ・「無事故・無違反200日」達成で表彰状を贈呈(表彰はエントリーカレンダーのチームごとです)

◇事故・違反の有無をカレンダーに記録してください

無事故・無違反の申告ルール 自主申告です

- ・事故 → 軽微な物損事故で、損害額1万円以下は、事故なし で記録します。
- ・違反 → 交通違反による切符の交付の有無で違反の有無を判断し記録します。



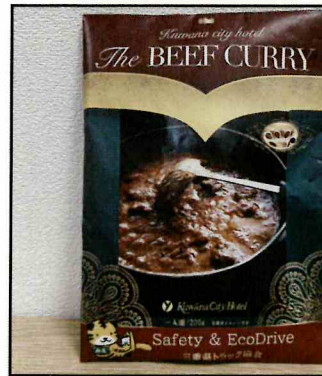
その他

- ・三重県トラック協会ホームページに「安全宣言事業所」として取り組みを掲載する予定です。
- ・「安全宣言200days」と「三重県のチャレンジ123」は、別の取り組み企画ですが「両方」参加を推奨致します。(安全宣言200days単独申込みも可能です)
- ・両方取組む場合に わかりやすいようスタートから123日間の日程をあわせています。 三重県の「チャレンジ123」は、別途の参加申込みが必要です。こちらも締切は 6/30(消印有効) です。

エントリー 特典

参加の皆様は抽選でプレゼント！

A:2000名様



ホテルカレー
+
Ziploc
(フリーザーバッグ)

B:2000名様



ミニ手电筒
+
トラックボールペン

参加多数で抽選にもれた場合はご容赦ください。
当選のご連絡は 7月中旬の予定です。

◆ 雨の日の運転には注意

雨天時の安全運転術

降り始めこそ油断しない

雨の降り始めは路面が非常に滑りやすいため、慎重に運転しましょう。

昼間でもライト点灯

物が見えにくくなったら他の車や歩行者からも確認できるよう昼間でもライトを点灯しよう。

歩行者心理を読む

急な雨のため、左右の安全を確認せずに横断する歩行者がいます。歩行者の動きをチェック！

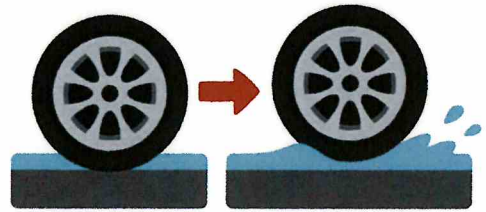
豪雨時、アンダーパスは通行しない

冠水したアンダーパスや地下トンネルでは、車が浸水して立ち往生する危険があります。



注意！！ ハイドロプレーニング現象

雨中を走行すると、車がスキーのように滑走するハイドロプレーニング現象が発生する恐れがあります。この現象が発生すると、ハンドルやブレーキがまったく利かずに非常に危険です。すり減ったタイヤ、空気圧が低いタイヤで発生しやすくなります。タイヤの溝をチェックし、空気圧を適正にして、スピードを抑えて走行しましょう。



短時間強雨のおそれがあるときは運転は控える

下表は、気象庁のホームページに掲載されている「雨の強さと降り方」からの抜粋です。1時間に50ミリ以上の降雨量となる、いわゆる短時間強雨のときは「車の運転は危険」と表示されています。天気予報などで気象情報をチェックし、短時間強雨のおそれがあるときは、不要不急の運転はできるだけ控えるようにしましょう。

※気象庁のホームページ「雨の強さと降り方」より抜粋

雨の強さと降り方

(平成12年8月作成)、(平成14年1月一部改正)、(平成29年3月一部改正)、(平成29年9月一部改正)

1時間雨量 (mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内 (木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～ 20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元がぬれる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20以上～ 30未満	強い雨	どしゃ降り				ワイパーを速くしても見づらい
30以上～ 50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る	傘をさしてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく	道路が川のようなになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる(ハイドロプレーニング現象)
50以上～ 80未満	非常に激しい雨	滝のように降る(ゴーゴーと降り続く)			水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感じる	傘は全く役に立たなくなる			車の運転は危険

(注1) 大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

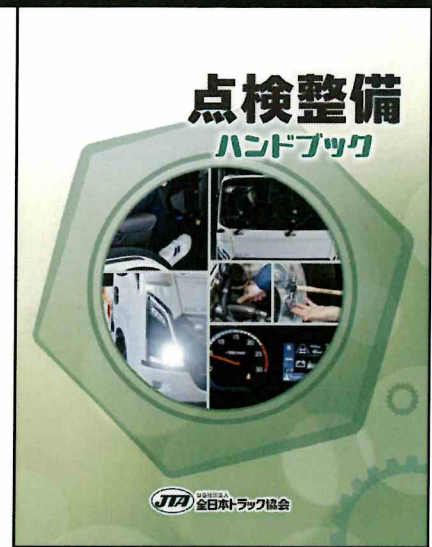
(注2) 数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

◆ 点検整備ハンドブック

最新の自動車点検基準等の周知と、大型車と中・小型車とで異なる点検ポイントも理解することができるよう、新たな点検整備ハンドブックを同封しておりますので、ご活用ください。

点検整備ハンドブックの誤り訂正

「P. 12の中段」「P. 18の欄外」の、**02** ブレーキのリザーバ・タンクの点検については、常時点検を行う項目です。走行距離や運行時の状態から適切な実施時期を判断して行う項目ではありません。



◆ 安全性優良事業所(Gマーク)

運送事業者の安全性向上への取組みを評価して公表する「貨物自動車運送事業安全性評価・Gマーク」。利用者がより安全性の高い事業者を選びやすくするとともに、運送事業全体の安全性の向上に対する意識を高めていただくための認定制度です。



多くの会員事業所様が「安全性優良事業所」として、Gマーク認定を取得されるよう推奨します。

Gマーク認定事業所数は全国で29,044事業所となり、全事業所の33.6%になっています。

なお、20年もの長きにわたり安全運行の実績を積み上げられた事業所は長期安全認定「ゴールドGマーク」となります。

2024年度 安全性優良事業所 申請方法

1. 申請案内

2024年度の安全性優良事業所(Gマーク)の申請についてはインターネット・全日本トラック協会ホームページでのご案内しています。

- ・冊子の案内書をご希望の場合は **6/28(金)** まで、県ト協本部(津)と北部SC(四日市)でお渡しします。
※冊子案内ご希望の方は、事前にご連絡ください。

2. 申請期間

7/1(月)~7/12(金) 土・日・祝日は除きます

- ・受付は「本部(津)」と「北部SC(四日市)」の2ヶ所でおこないます。
- ・更新B・E、6回目更新申請のWEB申請は7/14(日)までです。

下記認定基準をクリアした事業所を「**安全性優良事業所**」として認定しています

評価項目と認定基準

「100点満点中80点以上で認定されます」 各項目で基準点以上必要です

①安全性に対する法令の遵守	(配点40点)(基準点数32点)	・地方実施機関の巡回指導結果 ・運輸安全マネジメント取組状況
②事故や違反の状況	(配点40点)(基準点数21点)	・重大事故 ・行政処分状況
③安全性に対する取組の積極性	(配点20点)(基準点数12点) 下記グループで各1項目以上の加点が必要	・安全対策会議の実施、運転者の教育 法定基準以上の取組

①運転者の指導教育	4項目から最大3項目を選択	配点は各3点(条件によっては1点)
②安全の会議・QC活動	3項目から最大2項目を選択	配点は各2点
③法定基準以上の取組	4項目から最大2項目を選択	配点は各2点(条件によっては1点)
④その他	6項目から最大3項目を選択	配点は各1点

※各グループで、加点がない場合は、基準点数を満たしている場合でも認定要件に該当しません。

ほかには、認可届出事項の遵守や社会保険等の加入が適正になされているなどの要件がございます

◆ 不正改造車排除運動 6月1日(土)～ 6月30日(日)

裏面は自主点検票です。結果報告は必要ありませんが、継続的/定期的に点検をお願いします

乗用車・貨物車共通

貨物車

シートベルトリマインダー

- 運転席にシートベルトが装着されていない場合に警報する装置(シートベルトリマインダー)の警告表示等を、機具を用いて不正に解除していないか

前面ガラス、運転者席及び助手席の窓ガラス

- 指定以外のステッカー貼付をしていないか
- 前面ガラス等に裝飾板を装着した状態又は運転席及び助手席の窓ガラスに着色フィルム等を貼り付けた状態で可視光線透過率が70%未満のものは不可

バックミラー

- 鋭利な突起がないか
- 歩行者等に接触した場合に衝撃を緩衝できる構造であるか

警告器

- 音量や音色が常に一定であるか

前部霧灯

- 白色又は淡黄色であるか ○同時に3個以上点灯しないか

その他の灯火

- 赤でないか ○点滅しないか
- 光度300cd以下であるか

タイヤ

- 回転部分が車体からはみだしていないか

直前直左確認鏡

- 運転者席から障害物を確認できる鏡等を備えているか

回転灯

- 緊急自動車等以外に赤色の回転灯は取り付けしていないか
- 道路維持作業用自動車以外に黄色の回転灯は取り付けしていないか

禁止灯火

- 走行中に使用することを目的とするディスプレイなどを装着していないか

巻き込み防止装置

- 普通貨物自動車の場合、巻き込み防止装置を備えているか

ダンプ(土砂等運搬)

- 土砂等を運搬するダンプ車の場合、さし枠の取り付けがないか
- 荷台の一部を高くする等の改造がないか

ディーゼル車の原動機

- 黒煙汚染度は基準内であるか

二次架装

- 新規検査受検後に燃料タンクを増設していないか
- 容量が大幅に異なる燃料タンクへ変更していないか等(構造等変更検査の手続きが必要になります。)

速度抑制装置(スピードリミッター)

- 規程速度を超えて走行できるよう改造がされていないか
- 速度抑制装置を装着していることを示す黄色のステッカーが運転者の見やすい位置及び車両の後面に貼付されているか

突入防止装置

- 自動車の後面に突入防止装置を備えているか

大型後部反射器

- 貨物普通自動車の場合、後部反射器を備えるほか、大型後部反射器を備えているか

重点項目

- ①タイヤ及びホイール(回転部分)の車体外へのはみ出し
- ②灯火の色が不適切な灯火器及び回転灯等の取付け、装備が義務化されている灯火器の取外し

- ③前面ガラスならびに運転者席及び助手席への窓ガラスへの着色フィルム等の貼付(可視光線透過率70%未満)
- ④マフラーの切断・取外し及び騒音低減機構を容易に取外せる等の基準不適合マフラーの装着
- ⑤大型車の速度抑制装置の取外し、解除又は不正な改造、変更等

基本項目

- ①周辺状況を確認するための鏡、カメラ及び画像表示装置の取外し
- ②前面ガラスへの裝飾板の装着
- ③土砂等を運搬するダンプ車の荷台にさし枠の取付け、リアバンパの切断・取外し
- ④不正な二次架装
- ⑤基準外のウイング(エア・スポイラ)の取付け
- ⑥シートベルト警報装置を解除する用品等の取付け

不正改造防止自主点検票

点検の日	年 月 日	点検の者	職 責		
			氏 名		
事業者名					
事業場名					
点検事項	点検内容			チェック欄	
				適	要改善
事業場関係者の所有車両等の状況	不正改造車両の有無	社用車	無	有(台)	
		従業員車両	無	有(台)	
		その他	無	有(台)	
不正改造防止についての事業場内の管理体制	事業場における運動実施責任者の選任状況				
	社用車、従業員車両の定期的な確認				
	不正改造の防止についての従業員に対する教育の実施状況				
	休日・深夜等に事業場が無断使用されていないことの確認				

- 注 1. 点検実施日現在の状況を確認し、その結果をチェック欄に「レ」で記入して下さい。
2. 点検については、事業場内において定期的に行うことをお奨めします。

◆ 5月、6月は 環境・美化月間

トラック運送業界 「環境・美化月間」です

5月:ゴミ削減、清掃、落書き消しなど
6月:緑化、省エネ、ゴミ削減、SDGsなど

道路・トラックステーション・サービスエリア
パーキングエリア等で不法投棄が多発

各事業所においてはドライバーに
ひと声かけて、車内ゴミの不法投棄
(ポイ捨て) 防止に取り組みましょう。

ステッカーを5月郵送物に
同封しています

ドライバー様への
啓発をお願いします



上記ステッカーの追加
右記の携帯トイレ

お使い頂ける会員様は、
お電話またはFAXで
ご連絡ください。

TEL 059-227-6767
FAX 059-225-2095

数量に限りがございますのでご希望に
添えない場合はご容赦ください。

携帯トイレ、黄金のペットボトルとも、持ち帰りゴミ箱
に捨てる。液体はトイレに流し処分することを十分
に指導いただくようお願いします。

トラック運送業界
美化月間 5月

ゴミは持ち帰ろう!

キャンペーン

全日本トラック協会と都道府県トラック協会では、
5月を「トラック運送業界の美化月間」とし、
ゴミの不法投棄(ポイ捨て)対策として
「ゴミは持ち帰ろう!」キャンペーンを実施します。

終業点呼時にひと声!

車内のゴミは
持ち帰りましたか?

(公社)全日本トラック協会
「ゴミのポイ捨て防止」
ウェブサイト

社会的に大きな問題となっている 「黄金のペットボトル」対策

女性の方にも
使いやすい!

男女兼用型

渋滞 時の 悩み 解消!

緊急
ミニトイレ

オシッコがすぐ
固まり、こぼれる
心配がありません!

2個入

容量 500cc

日本製

携帯トイレ入手ご希望の事業者様に
お試用にさしあげます。
上限車両台数分まででお送りします

トイレのために駐車する場所が少ない大型トラッ
クドライバーのトイレ不足解消とポイ捨て防止の
意識向上のためにご活用ください。

◆ 働きやすい職場認証制度 申請受付について

会員事業所の積極的な認証取得をおすすめします

同認証制度の説明会を6/28に行います。詳しくは別紙をご覧ください

認証取得の助成を行っています

- ・一つ星・二つ星 新規取得：3万円
- ・三つ星 新規取得：5万円
- ・同位認証 継続：2万円

申請方法の詳細や認証に必要な要件等はインターネットで「働きやすい職場認証制度」で検索いただくか、6/28の説明会にお越しください

働きやすい職場認証制度 申請受付期間

- ★ 一つ星の新規募集・継続募集
- ★★二つ星の新規認証→「一つ星」取得事業者対象

令和6年 **7月1日**～**9月15日**

- ★★★ 三つ星の新規認証も受付が始まります
→「二つ星」取得事業者対象

令和6年 **4月16日**～**5月31日**

※「一つ星」・「二つ星」継続申請については、2022年度認証事業者様が対象です。自動更新はされません。対象の事業者様は、上位の認証段階の申請、又は引き続き認証継続の申請をお願いします。「二つ星」新規申請については、2022年度又は2023年度に「一つ星」を取得した事業者が対象です。

「働きやすい職場認証制度」とは
ドライバーの労働条件や労働環境を求職者が容易に確認できるよう、第三者機関が評価認証を行う制度です。

認証の申請先は 一般財団法人
日本海事協会(ClassNK)です
TEL 03-5226-2412

◇審査内容

審査料・登録料

	二つ星申請 (参考)		三つ星申請 (※1)	
	紙申請 一部電子申請	電子申請	紙申請 一部電子申請	電子申請
審査料	50,000 円	30,000 円	147,000 円	127,000 円
1) + 複数の営業所を申請対象とする場合	+ 3,000 円 × 営業所数 (本社除く)		① + ②の合計 ①: + 3,000 円 × 申請対象営業所数 (本社除く) ②: + 84,000 円 × 2カ所目以降の 対面審査対象営業所 (※2)	
登録料	60,000 円 (有効期間に重複期間が1年以上生じる場合、30,000 円を差し引く)			
2) + 複数の営業所を申請対象とする場合	+ 5,000 円 × 申請対象営業所数 (本社除く)			

※1 対面審査員2名分の旅費実費を別途登録料と併せて請求致します。ただし、審査員1名往復につき30,000円を上限とします。旅費実費につきましては、合格とならなかった場合及び登録が行われない場合もお支払いいただきます。

※2 申請対象営業所数によって、下表の数の営業所を対面審査の対象とします。また、具体的な審査対象営業所は弊会で指定します。

対面審査の対象とする営業所数

申請対象営業所数	1-6	7-17	18-34	35-56	57-84	85-117	118以上
対面審査の対象とする営業所数	1	2	3	4	5	6	別途設定

- ①法令遵守 ②労働時間・休日 ③心身の健康 ④安心・安定 ⑤多様な人材の確保・育成
⑥「自主的、先進的な取組み」について所定の取組要件を満たす必要があります。
(⑥は「二つ星」と「三つ星」で審査対象となり、「一つ星」は参考数値として提示されます)

◇認証活用

ハローワークの求人票に認証マークを表示、インターネットサービスでは「認証」検索で求人検索が可能
その他求人サイトでの「認証の特集ページや検索」。損害保険会社の「労災上乗せ保険の割引」等

◆ 職場の福利厚生充実に ベネフィットステーションのご紹介

福利厚生を充実させることを感じておられる会員様向けに 福利厚生サービス「ベネフィットステーション」がございますのでご案内いたします。

- ・「働きやすい職場認証」取得の際の、福利厚生の充実審査においても有効です。
- ・トラック事業者向けに設定されたパッケージが安値にて契約可能です。
- ・福利厚生サービスの充実が社員満足度の向上へと繋がります。

*特徴

- ①入会金 なし
- ②料金 社員1名あたり 500円/月額
- ③福利厚生 会員制 割引優待サービスなど
140万件の利用が可能となります。
- ④個人賠償責任補償 付帯します
- ⑤介護相談・医療相談 付帯します

ベネフィットステーション トラック運送事業者向け 特別パッケージ

働きやすい職場認証制度
対応型プラン

別紙の案内をご覧ください

◆ 令和6年能登半島地震の被災地域において事業を行うための車両の移動等の特例

令和6年能登半島地震の被災地域で復旧・復興のため事業を行う貨物自動車運送事業者特例

今般、国土交通省より通達が発出され、貨物自動車運送事業者が既存の営業所に配置する事業用自動車及び当該自動車に乗務する運転者を臨時的に被災地域に設ける拠点に移動して復旧・復興に係る事業活動を行おうとする場合の特例が設けられました（6月1日施行、令和7年3月31日までの取扱い）。

運転者は144時間以内に一度、所属営業所に戻す必要がありますが、特例による要件等を満たせば、これの適用がされない取扱いとなります。下記に概要をお知らせします。

1. 配車元営業所に配置する車両等を当該営業所から被災地拠点に移動して事業活動を行おうとする場合であって、次項を満たす場合、勤務時間等基準告示中「一の運行」の適用において当該被災地拠点を運転者の所属する営業所とみなす。
2. 輸送の安全確保及び事業の適正遂行のため、前項のみなし規定（以下「特例措置」という。）の適用を受ける場合、被災地拠点は、次の各号をいずれも満たすこと。
 - (1)勤務を終了した運転者が有効に利用することができる睡眠に必要な施設が確保されていること。
 - (2)事業活動を行う「配車車両」を適切に駐車するための車両置場が確保されていること。
 - (3)3. (2)による点呼が確実に履行される体制を整備すること。
3. 特例措置の適用を受ける場合の配車車両に係る運行管理及び車両管理は、次により行うこと。
 - (1)配車車両に係る運行管理及び車両管理の責任は配車元営業所が負うこと。
 - (2)配車車両の運転者に対し、次のいずれかの方法によりアルコール検知器を用いて確実に点呼を実施する。
 - (ア)被災地拠点において輸送安全規則第7条に規定する点呼※を実施すること。
※対面による点呼、遠隔点呼、業務後自動点呼、IT点呼又は運行上やむを得ない場合には電話その他の方法による点呼
 - (イ)運行上やむを得ない場合以外であって、業務前後の点呼において(ア)の実施が困難な場合については、業務前後において、配車元営業所の運行管理者又は補助者（以下「運行管理者等」という。）が電話その他の方法による点呼を実施し、併せて他の自動車運送事業者に属する者（補助者の選任要件を満たす者であって、かつ、本取扱いに係る業務を行うことについて、申合せがなされている事業者に属する者に限る。以下同じ。）により当該点呼を受けた運転者の疾病、疲労、飲酒等の状態について、対面による確認を受け、当該点呼を実施した運行管理者等は、その確認結果について、確認を行った者から報告を受け、記録すること。
 - (3)法令に基づく日常点検整備及び定期点検整備を確実に実施すること。
 - (4)配車元営業所においては、配車車両についての運行管理及び車両管理に関する業務の実施状況を被災地拠点から、随時、報告させるとともに法令に基づき必要となる配車車両に係る記録の保存等の業務を実施すること。
 - (5)上記(2)～(4)に係る業務の処理方法については、運行管理規程等に明確に定めること。
4. 特例措置の適用を開始しようとする事業者は、配車元営業所を管轄する運輸支局へ届出するものとする。

※詳細は下記 全日本トラック協会 防災特設ページ 通達紹介よりご覧ください

https://jta.or.jp/member/anzen/bousai_tokusetsu/tokurei202405.html

◆ 引越事業者優良認定制度 申請受付開始に伴う 説明動画

「引越事業者優良認定制度」説明動画

YouTube配信でご覧いただけます。
視聴先URLは全日本トラック協会HPに掲載されます。

動画を視聴の際はお手元に＜申請案内＞を印刷して
ご用意ください。

- 申請案内：制度について
- 申請案内：新規申請
- 申請案内：更新申請
- 申請案内：特例



◆ 「引越事業者優良認定制度」の申請について

今年度の「引越事業者優良認定」申請受付は、右記にて行われますのでご案内します。

- ① 「安全・安心な事業者の見える化」
- ② 「コンプライアンスの向上」
- ③ 「引越における苦情やトラブルの防止」

上記①②③を目的に、認定事業者には優良事業者の証として「**引越安心マーク**」が交付されます。

全日本トラック協会HP掲載

◆ 申請期間（郵送受付）

2024.7.8 (月) ~ 8.5 (月)

(当日消印有効)

詳細は全日本トラック協会のHPをご確認ください。

◆ 申請書類の頒布

申請書類を全日本トラック協会のHPからダウンロードしてください。(Excel版・PDF版)

※更新事業者には直接郵送されます。

＜申請書送付先 及び 相談窓口＞

〒160-0004 東京都新宿区四谷3丁目2番5
公益社団法人 全日本トラック協会
引越安心マーク 事務局 係

TEL 03-3354-1038 FAX 03-3354-1019

メール：hikkoshi-ansin@jta.or.jp



三重県トラック協会ホームページ
上記バナーからも全ト協にリンクします。

◆ 2024年度 引越講習の日程（基本講習・管理者講習）

2024年度の引越講習は下記日程で開催予定です。
受講希望申込は4月の定期郵送物同封の「開催のご案内」にてお願い致します。

「引越 基本講習」

日時

9月19日(木)

10:00~16:00

場所

三重県トラック協会 (津)

「引越 管理者講習」

日時

9月20日(金)

10:00~16:00

場所

三重県トラック協会 (津)

◆ 運行管理者 基礎講習のご案内

5月末現在発表分

運行管理者試験の受験資格 ならびに 補助者としての要件を満たす 運行管理者基礎講習です。

運行管理者基礎講習

トラック協会助成により 受講料は【無料】です

自動車事故対策機構		お問い合わせ先 ホームページ → 講習のご予約からお申込み下さい https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user TEL 059-350-5188 FAX 059-350-5189
7/ 3(水) ~ 5(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	
11/20(水) ~ 22(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	
11/27(水) ~ 29(金)	津 メッセウイングみえ	
12/18(水) ~ 20(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	

ヤマトスタッフ・サプライ(株)		お問い合わせ先 ホームページ講習のご予約からお申込み下さい https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety/?class_id=2 TEL 052-228-9770 FAX 052-228-9780
6/21(金)~ 23(日)	伊賀 伊賀地区輸送サービスセンター	
6/29(土)~7/1(月)	津 トラック協会研修センター	

上野自動車学校		お問い合わせ先 ホームページ 適性診断/運行管理者 講習等 指導講習 (貨物)から受講申込書でお申込下さい
7/1(月) ~ 3(水)	伊賀 上野自動車学校	

◆ 運行管理者 一般講習のご案内

5月末現在発表分

運行管理者として選任されている方は2年度に1度受講する必要がある運行管理者一般講習です

運行管理者一般講習

トラック協会助成により 受講料は【無料】です

自動車事故対策機構		お問い合わせ先 自動車事故対策機構のホームページ → 講習のご予約からお申込み下さい https://k-yoyaku.nasva.go.jp/yoyaku-user TEL 059-350-5188 FAX 059-350-5189
6/14(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	
8/ 9(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	
8/27(火)	津 メッセウイングみえ	
8/28(水)	津 メッセウイングみえ	
8/30(金)	津 メッセウイングみえ	
9/11(水)	四日市 北部輸送サービスセンター	
9/12(木)	四日市 北部輸送サービスセンター	
10/ 9(水)	四日市 北部輸送サービスセンター	
10/10(木)	四日市 北部輸送サービスセンター	
11/26(火)	津 メッセウイングみえ	
12/ 3(火)	津 メッセウイングみえ	
12/ 4(水)	津 メッセウイングみえ	
2/21(金)	四日市 北部輸送サービスセンター	

ヤマトスタッフ・サプライ(株)		お問い合わせ先 ホームページ講習のご予約からお申込み下さい https://reserv.y-staff-supply.co.jp/safety/?class_id=2 TEL 052-228-9770 FAX 052-228-9780
7/28(日)	尾鷲 尾鷲研修センター	
9/ 7(土)	伊賀 伊賀地区輸送サービスセンター	
9/21(土)	津 トラック協会研修センター	

上野自動車学校		お問い合わせ先 ホームページ 適性診断/運行管理者 講習等指導講習 (貨物) から受講申込書でお申込下さい
6/28(金)		
9/20(金)	伊賀 上野自動車学校	
11/22(金)		

◆ 令和6年度各種助成事業について

～6月3日から助成金の受付が始まりました～

同封しております助成金の冊子またはトラック協会ホームページをご確認ください
助成金申請における注意事項等も記載しております。

ご不明な点は総務部までお問い合わせください。 TEL:059-227-6767

訂正のご案内

P8 ◆睡眠時無呼吸症候群(SAS)スクリーニング検査費助成内において訂正がございます。

【SAS検査料金表】 R6年4月1日～ 料金改定がございました

(税込)

指定医療機関		通常検査			再検査		
		検査料金	助成額	事業者負担	再検査料金	助成額	事業者負担
四日市羽津医療センター	旧	5,500円	3,800円	1,700円	2,750円	2,000円	750円
	新	6,000円	3,800円	2,200円	3,000円	2,000円	1,000円




◆ 低炭素型ディーゼルトラック等普及加速化事業

(1) 中小トラック運送業者に対し、燃費性能の高い低炭素型ディーゼルトラックの導入補助金があります。

(2) 補助対象は、排出ガス規制識別記号が以下の 新車新規登録車 を指します。

予算:28億 **1事業者4台まで**

車両区分によって対象となる排ガス規制識別記号が異なるのでご注意ください。

車両区分 (※GVW: 車両総重量)	排出ガス基準	2015年度燃費基準			
		達成～	+5%以上 ～10%未満	+10%以上 ～15%未満	+15%以上
小型車 GVW3.5t超 ～7.5t 	平成28年 適合	—	2PG X	2RG	2TG
中型車 GVW7.5t超 ～12t 	平成28年 適合	2KG X	2PG X	2RG	2TG
大型車 GVW 12t超 	平成28年 適合	2KG X	2PG	2RG	2TG

詳しい内容等につきましては下記URLにてご確認ください。トラック協会のHPにも案内しております。

新車の購入、廃車の有無、その他条件等自動車販売店にて事前にご相談下さい。

低炭素型ディーゼルトラックの導入補助金額

車両区分	金額	廃車	
	2015年度燃費基準比	有	無
大型	+10%以上	75万円	50万円
	+5%以上 ～10%未満	50万円	37.5万円
中型		42万円	28万円
小型		15万円	10万円

◇LEVOでは運送事業者向けに以下の補助事業も行っていきます。LEVOのHP等でご確認ください。

・クラウド型デジタコ等の動態管理システム導入補助を行う「デジタコ等の導入支援リース事業」

↓低炭素型ディーゼルトラックの導入補助
<https://www.levo.or.jp/subsidy/diesel/outline/>

・CNG車・ハイブリッド車の導入を補助する「環境対応車導入事業」補助金は環境省になりました。

(執行団体:日本自動車輸送技術協会「JATA」) 詳細決定次第お知らせします。

◆ 令和6年度 全ト協補完・燃料費対策融資制度のご案内

全日本トラック協会では事業規模が1億円以上の大規模投資を行う際や、三重県トラック協会の融資制度で限度額を超えて車両の導入を行う際に、利子補給を行うことにより低金利で設備投資資金の融資が受けられる融資制度を設けています。

融資対象物 **令和6年4月1日～令和7年3月31日** までに実施するもの

補完融資	<p>投資金額が1億円以上の下記資金</p> <p>①トラックターミナル・配送センター等の物流施設の整備に要する資金</p> <p style="margin-left: 20px;">a 近代化・合理化のための事務機器等の設置購入資金</p> <p style="margin-left: 20px;">b 設備の「補修・改修」資金</p> <p>② 人材確保及び生産性向上のための設備</p> <p style="margin-left: 20px;">a 福利厚生施設の整備資金</p> <p style="margin-left: 20px;">b 荷役機器購入資金 ※車両購入及び改造は除く</p>
-------------	--

燃料費対策融資	<p>三重県トラック協会の限度額3千万円を使用（申込）済みの会員</p> <p>①ポスト新長期規制適合車又は平成28年排出ガス規制適合車で、平成27年度燃費基準を達成した車両 車両識別記号がT, S, Q、2等から始まる車で2桁目がC,D以外の車両 ※融資対象となるのは車両代（税込）です。登録諸費用等は対象外です。</p> <p>②自家用燃料供給施設整備に必要な資金</p>
----------------	--

融資条件等	種 類	補完融資	燃料費対策融資
	予 算	30億円	40億円
	融 資 利 率	1.7% (R6. 6. 1現在)	
	利子補給率	0.5%	
	償 還 期 間	10年以内	車両 5年以内 自家用燃料供給施設 8年以内
	公 募 期 間 <small>予算に達し次第終了</small>	6月10日（月）から 11月29日（金）まで	7月 1日（月）から 9月30日（月）まで
	限 度 額	投資額の30%以内(上限5億円) ただし、投資額の30%が5千万円未満の場合は5千万円	2千万円

必 要 書 類 下記申込書類を 三重県トラック協会 へご提出下さい。

- ①融資推薦申込書(資金使途・担保・組合加入状況等)
※商工中金へ出資している組合に加入(未加入の場合は加入予定)が条件です。
- ②企業要項(資本金・規模・従業員数・業績2期分・取引銀行等)
- ③事業計画書(計画概要・借入金額等) ④承諾書

協会HPより
ダウンロードして
ください

【添付書類】

*【設備等の内容が分かる書類】

- 【土地購入の場合】公図、所在地図、契約書、造成工事の注文書又は見積書
- 【建物の場合】平面図、所在地図、契約書又は見積書
- 【その他・車両等】注文書又は見積書

*【返済予定表など借入がわかる書類】(つなぎ融資の場合のみ)

※つなぎ融資は対象金額分のみを手形か当座借入にて行ってください。



お問い合わせ先:三重県トラック協会 総務部 TEL 059-227-6767

◆ 令和6年度 自家用燃料供給施設整備支援助成 全ト協助成事業

軽油供給施設の新設もしくは軽油専用タンクの増設を行う場合にその費用の一部を全日本トラック協会が助成します。

- 【助成対象】 会員事業者・協同組合が①軽油タンクの新設 ②増設・増設を伴う代替を行い
**令和6年4月1日～令和7年2月28日までに市町村(各市町村地区消防組合等)より
 危険物取扱所の完成検査済証の交付を受け、支払を完了するもの**
 ただし、交付申請は1施設・1基1回限り（新設か増設のどちらかのみ）
 また、過去に同事業による助成金を受けた会員と協同組合・連合会は対象外となります

	①新設	② 増設 増設を伴う代替
助成金額	100万	30万
危険物取扱所設置許可書	設置許可書	変更許可書
注意	貯蔵する油種のうち軽油が1/2以上であること	軽油の貯蔵量が増設前と比べて増加すること

【申請期間】 令和6年8月1日(木)～令和6年10月31日(木) ※予算に達し次第終了となります

【申請の流れ】

市町村より設置許可交付 → 工事施工契約 → **助成金申請** → 全ト協から交付決定通知 →
 市町村より完成検査済証交付 → **実績報告提出** → 助成金交付

【申請書類】（提出部数1部） ※会員事業者と協同組合・連合会では一部様式が異なります

助成金申請時	①（様式1）自家用燃料供給施設整備支援事業助成金申請書 ※協同組合は（様式3） ②工事請負契約書（写）または注文書・注文請書（写）または割賦販売契約書（写） ③危険物取扱所の設置（または変更）許可申請書（写）及び設置（または変更）許可書（写） ④（様式4）大規模災害時における緊急輸送車両への燃料供給に係る誓約書
実績報告時	①（様式6-1）自家用燃料供給施設整備支援事業実績報告書 ※協同組合は（様式6-3） ②施設整備に伴う図面（全体の概要図・平面図・立面図・所在地の記載を含む周辺地図） ③工事費用請求書及び明細書（写） 平面図はタンク容量・油種が記載してあること ④対象経費の支払いが完了していることを証する書類（領収証・賦払金支払明細表(写)など） ⑤危険物取扱所の完成検査済証（写） ⑥工事施工前・施工中・完成後の写真（それぞれ施設全体が把握できる写真）

申請用紙については、下記ホームページからダウンロードしてください

【提出先】 会員は三ト協へ提出（一社）三重県トラック協会 総務部 TEL 059-227-6767
組合は直接全ト協へ提出（公社）全日本トラック協会 経営改善事業部 TEL 03-3354-1056

詳細は、全日本トラック協会のホームページをご確認ください

全ト協 令和6年度 軽油供給施設

→

検索

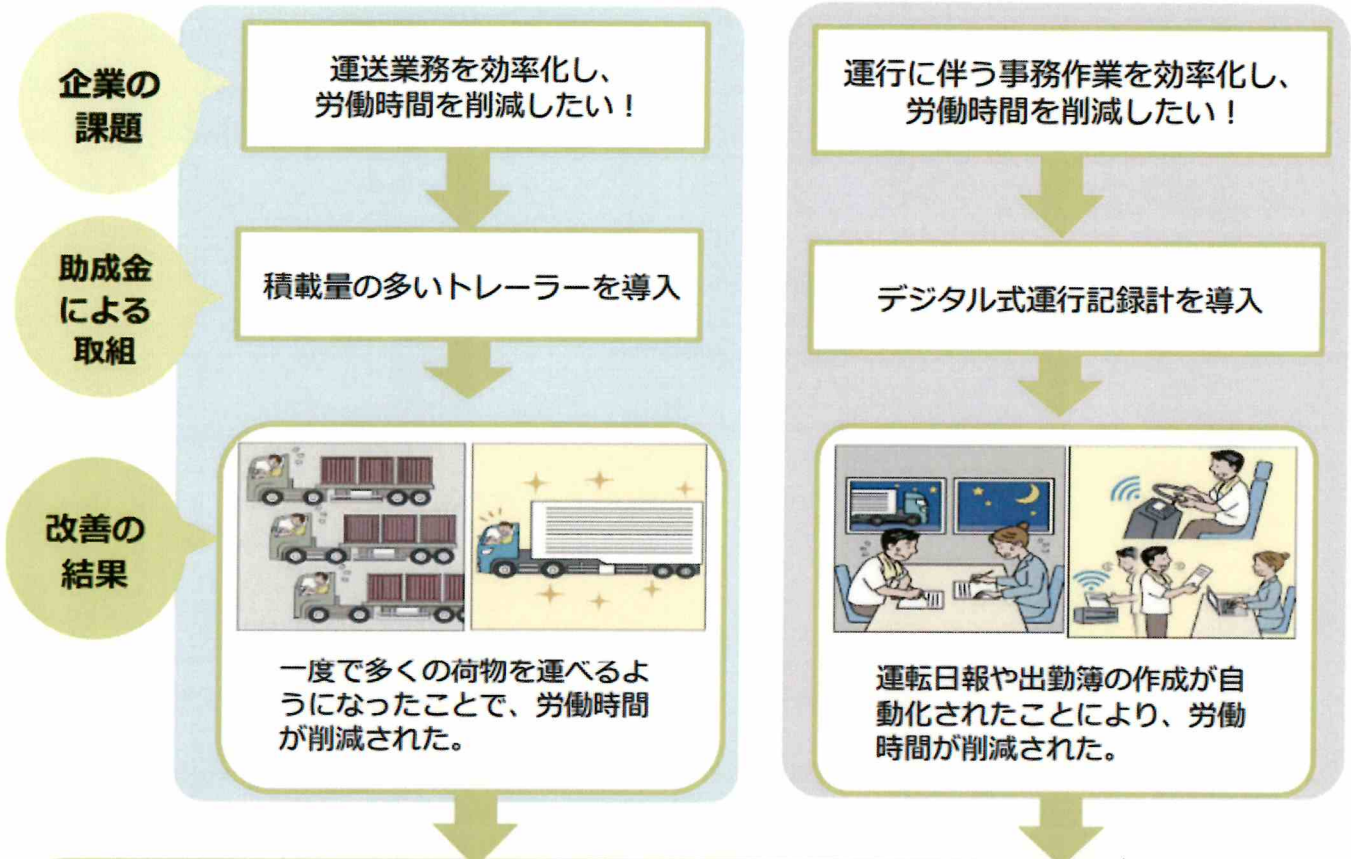
https://jta.or.jp/member/shien/keiyu_kyokyushisetsu2023.html

◆「働き方改革推進支援助成金」ご案内 労働局 雇用環境均等部

適用猶予業種対応コース(運送業)

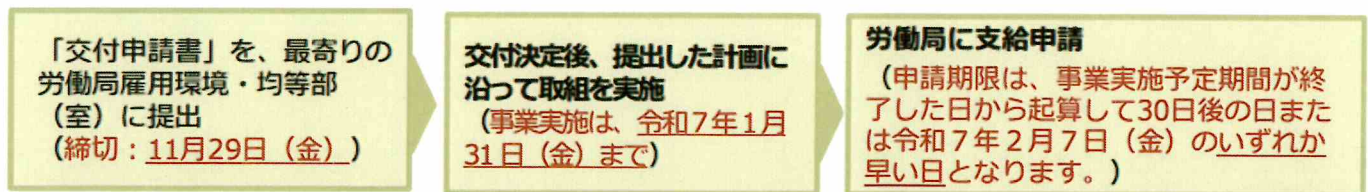
令和6年4月、自動車運転の業務にも 時間外労働の上限規制が適用されました。
生産性を向上させ、労働時間の削減に向けた環境整備のためにご活用下さい。

課題別にみる助成金の活用事例



生産性の向上を図ることで、働きやすい職場づくりが可能に!!

ご利用の流れ



(注意) 本助成金は国の予算額に制約されるため、11月29日以前に、予告なく受付を締め切る場合があります。

申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



電子申請システムによる申請も可能です。詳しくはこちら
(<https://www.jgrants-portal.go.jp/>)



(2024.4)

対象事業主

1. 労災保険の適用を受ける中小企業事業主。(資本金3億円以下/常時労働者300人以下)
2. 年5日の年次有給休暇の取得に向けて就業規則等を整備している。
3. 交付申請時点で、36協定を締結している。
4. 下記「成果目標」④を選択する場合は、原則として、過去2年間に於いて45時間を超える時間外労働の実態がある

助成対象となる取り組み ～いずれか1つ以上を実施してください～

- ① 労務管理担当者に対する研修（勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含まれます）
- ② 労働者に対する研修、周知・啓発（研修には、勤務間インターバル制度に関するもの及び業務研修も含む）
- ③ 外部専門家によるコンサルティング
- ④ 就業規則・労使協定等の作成・変更
- ⑤ 人材確保に向けた取組
- ⑥ 労務管理用ソフトウェア、労務管理用機器、デジタル式運行管理計の導入・更新
- ⑦ 労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新（パソコン、タブレット、スマートフォンは対象外）

成果目標

以下の「成果目標」の達成を目指して取り組んでください。

- ① **月60時間を超える36協定の時間外・休日労働時間数を縮減させる。**
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定
 - ・時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え月80時間以下に設定
- ② **年次有給休暇の計画的付与制度を新たに導入すること。**
- ③ **時間単位の年次有給休暇制度を新たに導入し、かつ、特別休暇(病気休暇、教育訓練休暇、ボランティア休暇、不妊治療の休暇、時間単位の特別休暇)のいずれか1つ以上を導入する。**
- ④ **10時間以上の勤務間インターバルを導入する。(新規導入、適用範囲の拡大、時間延長)**

上記の成果目標に加えて、指定する労働者の時間あたりの賃金額を3%以上 または 5%以上で賃金引き上げを行うことを成果目標に加えることができます。

助成額

上記「成果目標」の達成状況に応じて、助成対象となる取組の実施に要した経費の一部が助成されます。【助成額最大950万円】

【Iの上限額】

1. 成果目標①の上限額

事業実施後に設定する時間外労働と休日労働の合計時間数	事業実施前の設定時間数	
	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月80時間を超えて設定している事業場	現に有効な36協定において、時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超えて設定している事業場
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間以下に設定	250万円	200万円
時間外労働と休日労働の合計時間数を月60時間を超え、月80時間以下に設定	150万円	—

2. 成果目標②の上限額：25万円

3. 成果目標③の上限額：25万円

4. 成果目標④の上限額

勤務間インターバルを新規導入した場合の上限額は、休憩時間数に応じて、下記の表のとおりとなります。

休憩時間数(※6)	1企業当たりの上限額(※7)
10時間以上 11時間未満	150万円
11時間以上	170万円

(※6) 事業実施計画で指定した事業場に導入する勤務間インターバルの休憩時間数のうち、最も短いものを指します。

(※7) 勤務間インターバルを適用する労働者の範囲の拡大、勤務間インターバルの時間延長のみの場合は、上記の表の1/2が上限額となります。

・ 助成額は以下のいずれかの低い額

I 左記1～4の上限額 及び 下記3の加算額の合計額

II 対象経費の合計額×補助率3/4

(常時使用する労働者数が30人以下かつ、支給対象の取組で⑥から⑦を実施する場合で、その所要額が30万円を超える場合の補助率は4/5))

5. 賃金引き上げの達成時の加算額

(常時使用する労働者数が30人以下の場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	30万円	60万円	100万円	1人当たり10万円 (上限300万円)
5%以上引上げ	48万円	96万円	160万円	1人当たり16万円 (上限480万円)

(常時使用する労働者数が30人を超える場合)

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円	30万円	50万円	1人当たり5万円 (上限150万円)
5%以上引上げ	24万円	48万円	80万円	1人当たり8万円 (上限240万円)







ご不明な点やご質問がございましたら、企業の所在地を管轄する
都道府県労働局 雇用環境・均等部 または 雇用環境・均等室にお尋ねください。






◆ 最低賃金・賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者への支援施策


1. 賃金引き上げに関する支援


① 業務改善助成金	業務改善助成金	検索
問い合わせ先：業務改善助成金コールセンター 電話：0120-366-440（平日 8:30～17:15） 又は都道府県労働局雇用環境・均等部（室）		
事業場内で最も低い時間給（事業場内最低賃金）を一定額以上引上げ、生産性向上に資する設備投資等（機械設備の導入、人材育成・教育訓練や国家資格者によるコンサルティング）を行う中小企業・小規模事業者に、その設備投資等に要した費用の一部を助成する制度です。一定の要件を満たすと、助成上限額・助成率・助成対象経費の特例的な拡充が受けられます。		
② キャリアアップ助成金	キャリアアップ助成金	検索
問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク		
有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者といったいわゆる非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、賃金引上げ等の処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成します。なお、キャリアアップ助成金については、徹底が求められている同一労働同一賃金に取り組む際にも活用することができます。		
③ 中小企業向け賃上げ促進税制	賃上げ促進税制	検索
問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター		
青色申告書を提出している中小企業者等が、一定の要件を満たした上で賃金引上げを行った場合、その増加額の一定割合を法人税額（又は所得税額）から控除できる制度です。		
④ 企業活力強化貸付（働き方改革推進支援資金）	働き方改革推進支援資金	検索
問い合わせ先：日本政策金融公庫 電話：0120-154-505		
事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）の引上げに取り組む中小企業・小規模事業者に対して、設備資金や運転資金を低金利で融資します。		



2. 生産性向上に関する支援


⑤ 固定資産税の特例措置	先端設備等導入計画	検索
問い合わせ先：＜先端設備等導入計画の作成等について＞先端設備等の導入先の市町村先端設備等導入計画担当課 ＜税制について＞中小企業税制サポートセンター 固定資産税等の軽減相談窓口 電話：03-6281-9821(平日 9:30～12:00、13:00～17:00) ＜制度について＞中小企業庁 技術・経営革新課（イノベーション課） 電話：03-3501-1816		
中小企業等経営強化法に基づき、市町村から認定を受けた「先端設備等導入計画」に従って取得した設備に対して、地方税法において償却資産に係る固定資産税の特例措置を講じることで、設備投資による生産性向上や賃上げに取り組む事業者を後押しします。		
⑥ 中小企業等経営強化法（経営力向上計画）	経営力向上計画	検索
問い合わせ先：経営力向上計画相談窓口 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1957(平日 9:30～12:00、13:00～17:00)		
中小企業・小規模事業者等による経営力向上に関する取組を支援します。事業者は事業分野指針等に沿って「経営力向上計画」を作成し、国の認定を受けることができます。認定された事業者は、税制や金融支援等の措置を受けることができます。		


<p>⑦ 中小企業等経営強化法に基づく法人税の特例（経営強化税制）</p> <p>問い合わせ先：中小企業税制サポートセンター 電話：03-6281-9821（平日 9:30～12:00、13:00～17:00）</p>	<p>経営強化税制</p>	<p>検索</p>
<p>中小企業等経営強化法に基づいて、経営力向上計画を作成し、主務大臣の認定を受け、計画に記載されている一定の設備を新規取得等して指定事業の用に供した場合、即時償却または取得価額の10%（資本金3,000万円超1億円以下の法人は7%）の税額控除を選択適用することができます。</p>		<p>(⑥と同じ)</p> 

<p>⑧ 事業再構築補助金</p> <p>問い合わせ先：事業再構築補助金事務局コールセンター 受付時間：9:00～18:00（日祝日を除く） 電話番号：<ナビダイヤル>0570-012-088 <IP 電話用>03-4216-4080</p>	<p>事業再構築補助金</p>	<p>検索</p>
<p>ウィズコロナ・ポストコロナの時代の経済社会の変化に対応するための新分野展開、業態転換、事業・業種転換、事業再編、国内回帰又はこれらの取組を通じた規模の拡大等、思い切った事業再構築に意欲を有する中小企業等の挑戦を支援します。</p>		





<p>⑨ ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金</p> <p>問い合わせ先：ものづくり補助金事務局サポートセンター 電話：050-8880-4053（平日 10:00～17:00）</p>	<p>ものづくり補助金</p>	<p>検索</p>
<p>中小企業・小規模事業者等が取り組む革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善等を行うための設備投資等を支援します。</p>		

<p>⑩ 小規模事業者持続化補助金</p> <p>問い合わせ先：<商工会の管轄地域で事業を営む方> 全国商工会連合会 問合せ先は所在地によって異なるため、URLをご参照ください。https://www.shokokai.or.jp/jizokuka_r1h/ <商工会議所の管轄地域で事業を営む方> 日本商工会議所 電話：03-6632-1502</p>	<p>持続化補助金</p>	<p>検索</p>
<p>小規模事業者が経営計画を作成し、その計画に沿って行う販路開拓等の取組を支援します。</p>	<p>(商工会地区)</p> 	<p>(商工会議所地区)</p> 



<p>⑪ サービス等生産性向上 IT 導入支援事業費補助金</p> <p>問い合わせ先：サービス等生産性向上 IT 導入支援事業事務局 電話：0570-666-424</p>	<p>IT 導入補助金</p>	<p>検索</p>
<p>中小企業等の生産性向上を実現するため、業務効率化や付加価値向上に資する IT ツールの導入を支援します。</p>		

<p>⑫ 事業承継・引継ぎ補助金</p> <p>問い合わせ先：事業承継・引継ぎ補助金事務局 (経営革新事業)：050-3615-9053 (専門家活用事業/廃業・再チャレンジ事業)：050-3615-9043</p>	<p>事業承継・引継ぎ補助金</p>	<p>検索</p>
<p>事業承継・引継ぎを契機とした前向きな投資を促すため、設備投資や販路開拓等の経営革新に係る費用、事業引継ぎ時の専門家活用費用、事業承継・引継ぎに伴う廃業費用等を支援します。</p>		


3. 下請取引の改善・新たな取引先の開拓に関する支援


⑬ 下請適正取引等の推進のためのガイドライン 問い合わせ先：中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	下請ガイドライン	検索
親事業者と下請事業者との望ましい取引関係を構築するために、業種別の下請適正取引等の推進のためのガイドライン（下請ガイドライン）を策定しています。		
⑭ パートナーシップ構築宣言 問い合わせ先： <「宣言」の内容について> 中小企業庁企画課 電話：03-3501-1765 <「宣言」の提出・掲載について> (公財) 全国中小企業振興機関協会 電話：03-5541-6688	パートナーシップ構築宣言	検索
下請中小企業振興法における「振興基準」を遵守することを明記し宣言することで、発注者側による受注者側への「取引条件のしわ寄せ」防止を促し、下請取引の適正化を後押ししています。また、宣言した企業の取組を「見える化」するため、「宣言」をポータルサイトに掲載しています。		
⑮ 官公需法に基づく「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」 問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	官公需基本方針	検索
「令和4年度中小企業者に関する国等の契約の基本方針」において、最低賃金額の改定に伴う契約金額の見直しについて定めています。		
⑯ 官公需情報ポータルサイト 問い合わせ先： 中小企業庁取引課 電話：03-3501-1669	官公需ポータルサイト	検索
国等及び地方公共団体がホームページ上で提供している入札情報を自動巡回システムにより収集し、入札情報を一括して検索・入手できる「官公需情報ポータルサイト」を運営しています。		


4. 資金繰りに関する支援


⑰ セーフティネット貸付制度 問い合わせ先：日本政策金融公庫（日本公庫） 電話：0120-154-505 沖縄振興開発金融公庫（沖縄公庫） 電話：098-941-1795	セーフティネット貸付	検索
一時的に売上減少等業況が悪化しているが、中長期的には回復が見込まれる中小企業・小規模事業者の皆様は融資を受けることができます。		
⑱ 小規模事業者経営改善資金融資制度（マル経融資） 問い合わせ先： 事業所の所在する地区の商工会・商工会議所 日本政策金融公庫（沖縄振興開発金融公庫）の本支店	マル経融資	検索
小規模事業者に対して、経営改善のための資金を無担保・無保証人・低金利で融資します。		

5. その他、雇用（人材育成）に関する支援


⑲ 建設事業主等に対する助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	建設事業主等に対する助成金	検索
中小建設事業主等が建設労働者の雇用の改善、技能の向上等の取組を行う場合に、助成金（「人材開発支援助成金」、「人材確保等支援助成金」、「トライアル雇用助成金」）を支給します。		


⑳ 人材確保等支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材確保等支援助成金	検索
事業主や事業協同組合等が、魅力ある職場づくりのために、労働環境の向上等の取組により従業員の職場定着の促進等を図った場合に助成します。		


㉑ 地域雇用開発助成金（地域雇用開発コース） 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	地域雇用開発助成金	検索
雇用情勢が厳しい地域等において、事業所を設置・整備し、その地域に居住する求職者等を雇い入れた事業主に助成します。		


㉒ 人材開発支援助成金 問い合わせ先：都道府県労働局又はハローワーク	人材開発支援助成金	検索
従業員に対して計画に沿って訓練を実施した場合や、教育訓練休暇等制度を導入し、その制度を従業員に適用した場合に、訓練経費や訓練期間中の賃金の一部などを助成します。		


6. 相談窓口・各種ガイドライン

㉓ よろず支援拠点 問い合わせ先：各都道府県のよろず支援拠点	よろず支援拠点	検索
中小企業・小規模事業者等が抱える様々な経営課題に無料で相談対応するワンストップ窓口として、各都道府県に「よろず支援拠点」を設置しています。		

㉔ 下請かけこみ寺 問い合わせ先：(公財) 全国中小企業振興機関協会 各都道府県の下請かけこみ寺 電話：0120-418-618	下請かけこみ寺	検索
中小企業・小規模事業者の皆さんが抱える取引上の悩み相談を受け付けております。問題解決に向けて、相談員や弁護士がアドバイスをを行います。		

㉕ 働き方改革推進支援センター 問い合わせ先：全国の働き方改革推進支援センター	働き方改革 特設サイト	検索
働き方改革推進支援センターでは、中小企業事業主からの賃金引上げに向けた労務管理に関する相談や同一労働同一賃金に関する相談、長時間労働削減に関する相談など、働き方改革に向け様々な課題を抱えている事業主の皆さまに対して、労務管理の専門家等が無料でアドバイスを行っています。		

㉖ 中小企業向け補助金・総合支援サイト「ミラサポ plus」 問い合わせ先：ミラサポ plus コールセンター 電話：050-5370-4340	ミラサポ plus	検索
中小企業・小規模事業者の皆さまを対象とした様々な支援施策（制度）をより「知ってもらう」「使ってもらう」ことを目指した中小企業・小規模事業者向け補助金・総合支援サイトです。支援制度や活用事例を簡単に検索でき、電子申請までサポートします。		

<p>各都道府県労働局の問い合わせ先：厚生労働省HPホーム>厚生労働省について>所在地案内> 都道府県労働局（労働基準監督署、公共職業安定所）所在地一覧</p>	
---	---

◆ 健康事業所宣言で健康管理を進めませんか？

全国健康保険協会三重県支部では、健康事業所宣言をされる会社を募集しています。

健診を起点に従業員の健康管理を深化させる。

それが協会けんぽの【健康事業所宣言】です。

健康づくりの基礎、健康経営の土台作り、具体的な対策など23項目の中から自社にあった健康づくりに取り組み、県内で1,000社以上が参加しています。

詳細については協会けんぽホームページにも掲載されておりますのでご確認ください。

健康事業所宣言の流れ

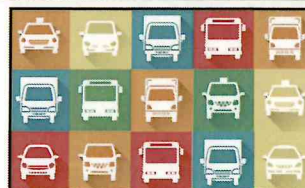
- STEP 1 **健康事業所宣言パンフレット&カルテセットの入手**
裏面の送付依頼書を協会けんぽ三重支部にFAXしてセットを取り寄せましょう。
- STEP 2 **健康課題の把握**
セットが届いたら、事業所カルテ(または健康度カルテ【業態別】)や自社でお持ちの従業員様の健診結果などを確認し、自社の健康課題を把握しましょう!
- STEP 3 **エントリーシートの記入**
自社の健康課題に対応した項目を中心に取り組む内容を決定。
- STEP 4 **エントリーシートのFAX**
エントリーシートを協会けんぽ三重支部にFAXしてください。
- STEP 5 **健康宣言書が届いたら、健康づくりをスタート!**
健康事業所宣言の認定がされると健康宣言書が届きます。
エントリーシートに記入した取り組みの達成を目指して頑張りましょう!

ここが大切!

【<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/mie/cat070/2019041003/2019041002/>】
お問い合わせ先 協会けんぽ三重支部 TEL059-225-3317 FAX059-225-3366

◆ 2024年度 エコドライブ活動コンクール参加募集 交通エコロジー・モビリティ財団

優れたエコドライブ活動を実践している事業者を表彰する「エコドライブ活動コンクール」の参加募集が行われています。◇ 応募期間 **7/9(火)**まで
◇ 詳細は「**エコドライブ活動コンクール**」で **検索**



参加メリットは？

社内の
意識向上・活性化
につながります

エコドライブ推進の
支援ツール
が手に入ります

自社の活動レベルを
客観的に評価
できます

参考となる他社の
優秀な取組事例
が手に入ります

審査の基準は？

本コンクールは、燃費の改善状況だけを審査するものではなく、事業者のエコドライブ活動の取組内容を幅広い観点から審査します。

1. 取組体制の整備	どのような社内体制(方針、目標、管理体制など)で活動を行っているか。
2. 教育の実施	従業員にどのようなエコドライブの教育・指導を行っているか。
3. 燃費管理	どのような仕組みで燃費データを収集・管理しているか。
4. 活動成果	どの程度の燃費向上を達成しているか。 燃費以外の副次的効果とエコドライブ活動に対する評価をどのようにしているか。
5. 継続実績と方策	エコドライブ活動を継続するため、どのような取組を実践しているか。

◆ 表彰 国土交通大臣賞／優秀賞／優良賞

◆ 参加費用 **無料**